

中分類 16 － 木材・木製品製造業（家具を除く）

総 説

この中分類には、主として製材及び単板（ベニヤ板）、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所並びにこれらの木材又は竹及びとうなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される。

ただし、家具、建具を製造する事業所は中分類 17－家具・装備品製造業に、コルク製品、木製の楽器、がん具、運動具、ほうき、くま手などを製造する事業所は中分類 34－その他の製造業に分類される。また、建設工事現場で建設工事の一部として行う木製品の製造、木材による修繕、改装などを行う事業所は大分類 E－建設業に、また、個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は大分類 I－卸売・小売業、飲食店に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

161 製材業，木製品製造業

1611 一般製材業

主として丸太（そま角，大割材などを含む）を原料として製材機械によって板，角材などの製材を行う事業所をいう。

購入した材料から木箱，包装木箱などを製造する事業所は小分類 163〔1633〕に，木製サッシ（窓，戸の枠），その他の造作材を製造する事業所は小分類 162〔1621〕に分類される。土木建築の一部として工事現場で行う製材は本分類に含まれない。

○製材業；製板業；ひき（挽）材業；仕組板製材業；木材小割業（薪製造を除く）；唐木製材業；まくら木製造業；支柱製造業；腕木製造業；賃びき業（家庭向けを除く）

×木箱製造業〔1633〕；木製サッシ製造業〔1621〕；くい丸太生産業〔0231〕；床板製造業〔1617〕；床柱製造業〔1625〕；磨き丸太製造業〔1625〕；賃びき業（家庭向け）〔7699〕

1612 単板（ベニヤ板）製造業

主として単板（ベニヤ板）を製造する事業所をいう。

合板を製造する事業所は小分類 162〔1622〕に、菓子及び果物かご、木箱を製造する事業所は小分類 163〔1633〕に分類される。

○単板（ベニヤ板）製造業

×合板製造業〔1622〕；木箱製造業〔1633〕

1613 屋根板製造業

主として屋根板を製造する事業所をいう。

○屋根板製造業；屋根まさ製造業

1614 経木・同製品製造業（折箱、マッチ箱を除く）

主として経木を製造する事業所をいう。

主な製品は、経木、経木箱仕組材、菓子、弁当、菜物、その他の食物を入れる箱用及び包装用、詰物用の経木などである。

○経木製造業；経木箱仕組材製造業；経木マット製造業；経木さなだ製造業；経木モール製造業

×経木折箱製造業〔1632〕；マッチ箱製造業〔3486〕

1615 木毛製造業

主として詰物用木毛を製造する事業所をいう。

○エキセルシャー製造業；木毛製造業

1616 たる・おけ材製造業

主としてたる・おけ材を製造する事業所をいう。

鏡板、木栓及びたがを製造する事業所も本分類に含まれる。

主としてコルク栓を製造する事業所は中分類 34〔3485〕に分類される。

○たる材製造業；おけ材製造業；木栓製造業；たが製造業；たる丸製造業

×コルク栓製造業〔3485〕；たる・おけ製造業〔163〕

1617 床板製造業

主として床板を製造する事業所をいう。

○床板製造業

1618 木材チップ製造業

主として木材チップを製造する事業所をいう。

○木材チップ製造業

1619 他に分類されない特殊製材業

他に分類されない特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。

なお、竹及び枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。

○げた材製造業；鉛筆軸板製造業；木管素地製造業；竹ひご製造業；さらし竹製造業；成形竹製造業；竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材製造業；野球用バット素材製造業

×鉛筆軸製造業〔3443〕

162 造作材・合板・建築用組立材料製造業

1621 造作材製造業（建具を除く）

主としてサッシ（窓、戸の枠）、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所をいう。

標準材や面取り材を製造する事業所は小分類 161〔1611〕に分類される。

○サッシ製造業（木製のもの）；ドアフレーム製造業（木製のもの）；造作材製造業

1622 合板製造業

主として単板（ベニヤ板）をはり合わせた合板を製造する事業所をいう。

特殊合板を製造する事業所も本分類に含まれる。

○合板製造業；ベニヤパネル製造業；強化木製造業；竹合板製造業；集成材製造業；積層材製造業；化粧ばり合板製造業

×単板（ベニヤ板）製造業〔1612〕；パーティクルボード製造業〔1624〕；プラスチック製化粧板製造業〔2211〕

1623 建築用木製組立材料製造業

主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。

○木製組立建築材料製造業

1624 パーティクルボード製造業

主としてパーティクルボード（削片板）を製造する事業所をいう。

○パーティクルボード製造業

1625 銘板・銘木製造業

主として床柱、磨き丸太など銘板、銘木を製造する事業所をいう。

○銘板製造業；銘木製造業；床柱製造業；磨き丸太製造業

×合板製造業〔1622〕

163 木製容器製造業（竹、とうを含む）

1631 竹・とう・きりゅう等容器製造業

主として竹、とう、きりゅう、単板（ベニヤ板）などから洗濯かご、衣料かご、バスケット、果物・野菜かご、卓上かご、その他の類以製品及び輸送用容器を製造する事業所をいう。

主として竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は中分類 17〔1711〕に分類される。

○竹製容器製造業；竹製品製造業（竹製容器の製造を主とするもの）；かご製造業；ざる製造業；こうり（行李）製造業；とう製品製造業（とう製容器の製造

中分類 16－木材・木製品製造業（家具を除く）

を主とするもの）；きりゅう製品製造業（きりゅう製容器の製造を主とするもの）；ベニヤかご製造業
×びく製造業〔3434〕

1632 折箱製造業

主として経木又は板物を材料として食物、菓子、詰物の折箱を製造する事業所をいう。

○折箱製造業；経木折箱製造業；ささ折箱製造業；杉折箱製造業

1633 木箱製造業（折箱を除く）

主として各種の木箱（くぎ付け、又は針金巻、あるいは接着剤で接着したもの）を製造する事業所をいう。

輸送用木製ドラム、通かん（函）を製造する事業所も本分類に含まれる。

ただし、主として経木箱を製造する事業所は細分類〔1632〕に分類される。

○製かん（函）業；木箱製造業；ベニヤ箱製造業；輸送用木製ドラム製造業；包装木箱製造業；工具木箱製造業；取枠・巻枠製造業
×経木折箱製造業〔1632〕

1634 和たる製造業

主として和たるを製造する事業所をいう。

主な製品は、酒たる、しょう油たる、味そたる、漬物たるなどの和たるである。

主として和たる用材を製造する事業所は小分類 161〔1616〕に分類される。

○和たる製造業；たる製造業（和たる）；酒たる製造業；味そたる製造業；しょう油たる製造業
×和たる用材製造業〔1616〕

1635 洋たる製造業

主として洋たるを製造する事業所をいう。

主な製品は、ビールたる、薬品たる、くぎたるなどの洋たるである。

主として洋たる用材を製造する事業所は小分類 161〔1616〕に分類される。

○洋たる製造業；ビールたる製造業；くぎたる製造業；薬品たる製造業

×洋たる材製造業〔1616〕

1636 おけ製造業

主としておけを製造する事業所をいう。

主な製品は、醸造用おけ、水おけ、たらい、ふろおけなどである。

主としておけ用材を製造する事業所は小分類 161〔1616〕に分類される。

○おけ製造業；水おけ製造業；化学用おけ製造業；肥料用おけ製造業；たらい製造業；ふろおけ製造業；飯びつ製造業（木製おけ形のもの）；醸造おけ製造業

×おけ用材製造業〔1616〕

164 木製履物製造業

1641 木製履物製造業

主としてげた類、木製サンダル台及び完成品を製造する事業所をいう。

木製履物塗装を行う事業所も本分類に含まれる。

主として木製履物台木のいぶし、あるいは乾燥を行う事業所は小分類 169〔1691〕に分類される。

○木製履物製造業；げた台製造業；塗りげた製造業；木製サンダル製造業；木製履物塗装業

169 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）

1691 木材薬品処理業

主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その

他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理を行う事業所をいう。

主として木材の乾燥を行う事業所も本分類に含まれる。

○木材防腐処理業；木材注薬業；木材耐火処理業；木材乾燥業（天日乾燥を含む）；まくら木薬品処理業；電柱薬品処理業；木製履物台木いぶし業

1692 靴型等製造業

主として材料のいかんを問わず、靴型、靴しん（芯）を製造する事業所をいう。

○靴型製造業（金属製、プラスチック製を含む）；靴しん（芯）製造業

1693 曲輪・曲物製造業

主として曲輪、曲物を製造する事業所をいう。

主な製品は、ふるい、せいろ、ひつ（櫃）などの曲輪及び曲物である。

○曲輪製造業；曲物製造業；ふるい製造業（曲輪が木製のもの）；せいろ製造業；ひつ（櫃）製造業

×角せいろ製造業〔1699〕

1694 木型製造業

主として材料のいかんを問わず、木型を製造する事業所をいう。

○鑄造用木型製造業（金属製、プラスチック製を含む）

×靴型製造業〔1692〕

1699 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）

主として他に分類されない木製品の製造及び曲木製品、種々の型物を製造する事業所及びとう、きりゅうなどの製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、くり物、曲木、組木、道具の柄、とう製台所用品などである。

主として木、竹、とうづる、きりゅう製の家具を製造する事業所は中分類 17 (1711) に分類される。

○彫刻物製造業 (木製のもの)；旗ざお製造業 (木・竹製のもの)；柄製造業 (とう、竹製のもの)；かい (櫛) 製造業；洗濯板製造業；寄木細工製造業 (家具、置物を除く)；つまようじ製造業；くり物製造業；漆器素地製造業 (木製くり物)；竹製敷物製造業；とう製敷物製造業；はし製造業 (木・竹製のもので漆器を除く)；割ばし製造業；竹ばし製造業；木ばし製造業；茶せん製造業；ふるい製造業 (曲物を除く)；米びつ製造業；重箱製造業 (漆器製を除く)；木管製造業 (紡績用を除く)；洋服掛製造業；木製品塗装業 (木製履物、鉛筆軸を除く)；木ごと製造業；よしず製造業；角せいろ製造業

×マッチ軸木製造業 [3486]；はし (漆塗りのもの) 製造業 [3461]；ふるい製造業 (曲輪製のもの) [1693]；ます (栴) 製造業 [3212]；物差し製造業 [3211]；そろばん製造業 [3449]；木管製造業 (紡績用のもの) [2954]；重箱製造業 (漆器製のもの) [3461]；パレット製造業 (荷役運搬用、材料のいかんを問わない) [3496]